

令和8年2月16日

芦屋市議会議長

中 島 健 一 様

議会基本条例検証会議

座 長 田 原 俊 彦

議会基本条例検証会議の最終報告について

令和7年6月13日に設置された議会基本条例検証会議において、芦屋市議会基本条例の検証を進めてきました。

このたび、その最終報告がまとまりましたので、別添のとおり報告します。

記

1 報告内容

別添「議会基本条例検証会議最終報告資料」を参照

以 上

議会基本条例検証会議最終報告資料

1 検証会議への諮問事項及び検証の根拠

議会基本条例第27条の規定に基づく検証

(検証及び見直し)

第27条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を考慮し、議会機能を充実強化する視点から、この条例の有効性及び妥当性について常に検証するとともに、少なくとも各任期中に1回は、その結果を市民に公表するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、必要と認められるときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

2 委員構成

座長		田原 俊彦 副議長
委員	あしや政風会	福井 利道 議員
	日本共産党芦屋市議会議員団	平野 貞雄 議員
	公明党	西村 まさと 議員
	日本維新の会	大原 裕貴 議員 (第5回目まで) 橋本 隆 議員 (第6回目から)
	至誠会	寺前 尊文 議員

3 会議内容

	日時	協議内容
第1回	令和7年7月29日	・ 検証の根拠の確認 ・ 推選委員の確認 ・ 会議体の名称について ・ 検証の進め方について
第2回	令和7年9月5日	・ 条例の検証 (前半)
第3回	令和7年9月18日	・ 条例の検証 (前半)
第4回	令和7年10月6日	・ 条例の検証 (後半)
第5回	令和7年10月16日	・ 条例の検証 (後半)
第6回	令和7年11月19日	・ 条例の検証 (全体)、報告書 (案) の確認
代表者会議	令和8年2月16日	最終報告

4 検証の内容

今期の議会基本条例の検証にあたり、令和7年7月29日付で会派及び会派に属さない議員に検証シートを送付し、評価を行いました。

【検証シートの内容】

- ・議会基本条例の各条文について、「A」（十分にできている）、「B」（概ねできている）または「C」（不十分である）の評価を行い、課題等があれば課題等欄に記載する。
- ・議会基本条例の各条文の改正の必要性について、「改正の必要はない」、「さらなる検討が必要」または「改正が必要」の評価を行い、課題等があれば課題等欄に記載する。
- ・評価で「B」（概ねできている）または「C」（不十分である）を選択した場合は、必ず「課題等」を記載する。
- ・上記以外に、各条文に特に課題等があれば記載する。
※ 前文及び第1条については評価対象外

検証シートの提出期限は8月22日とし、以後の検証会議では検証シートの結果について、以下の条文を重点的に検証しました。

- ① 検証結果の評価で「B」（概ねできている）または「C」（不十分である）を選択されており、かつ、条文改正の必要性で「改正が必要」が選択されている項目
→第10条、第21条
- ② 検証結果の評価で「B」または「C」を選択されており、かつ、条文改正の必要性で「さらなる検討が必要」が選択されている項目
→第4条、第5条、第6条、第7条、第8条（第2条）、第13条、第15条、第16条（第13条）、第17条、第20条
- ③ 検証結果の評価で「B」または「C」を選択されており、条文改正の必要性は無いが、課題等に具体的な記載がある項目
→第2条（第8条）、第9条、第14条、第18条、第19条、第22条、第23条、第24条、第26条、第27条

上記以外の条文（第3条、第11条、第12条、第25条）については、全員一致のため、「現行どおり」と結論づけています。

各条文の内容、これまで議会で取り組んできた主な取組実績、各会派及び会派に属さない議員が出された検証結果と課題等については別紙「議会基本条例検証シート」を参照してください。

5 逐条検証結果一覧表

詳細は別紙「議会基本条例検証結果」をご覧ください。

評価基準・条例改正の必要性の評価数は、会派及び会派に属さない議員をそれぞれ1として計上しており、議員総数ではありません。

(会派数：5、会派に属さない議員数：3)(令和7年7月29日時点)

<p>評価基準</p> <p>A：十分にできている</p> <p>B：概ねできている</p> <p>C：不十分である</p> <p>－：評価対象外</p>	<p>条文改正の必要性</p> <p>無：改正の必要はない</p> <p>検討が必要：さらなる検討が必要</p> <p>有：改正が必要</p> <p>－：評価対象外</p>
---	--

条	見出し	評価基準			条例改正の必要性			検討先
		A	B	C	無	検討	有	
	検証会議での議論	今後の方向性						今後検討する 会議体
前文		－ 評価対象外 －						
第1条	目的	－ 評価対象外 －						
第2条	議会活動の原則	4	2	2	8	0	0	
	代表者会議の公開・非公開	現状どおりとする。						－
	予算・決算審査資料の紙配布	現状どおりとする。						－
第3条	議員活動の原則	4	4	0	8	0	0	
第4条	議長の役割	3	3	2	7	1	0	
	議長の実績検証	現状どおりとする。						－
	中立性保持のための議長の会派離脱	現状どおりとする。						－
	議長の任期(2年から1年への短縮)	現状どおりとする。						－
第5条	議長及び副議長志願者の所信表明	4	3	1	6	2	0	
	所信表明のあり方	現状どおりとする。						－
第6条	会派	7	0	1	7	1	0	
	1人会派の取扱いの見直し	現状どおりとする。						－
第7条	議員の政治倫理	3	4	1	7	1	0	
	ハラスメント研修や相談員への研修、ハラスメント指針の検証	必要性について共通認識を持った。						－

	SNS 活用におけるリテラシー向上を促す条文追加	情報リテラシーのあり方については措置が必要だが、議会基本条例の条文に追加するか、倫理条例等その他の条文に追加し、その旨を議会基本条例に記載するかは意見がまとまらなかった。								
第 8 条	市民に対する情報の公開		3	4	1	7	1	0		
	所管事務調査資料の公開	市議会ホームページに掲載している資料は、現在は現年度と前年度のみであるが、今後は現年度と前3年度分を掲載していくこととする。								—
	広報媒体としての YouTube の活用	現状どおりとする。								—
	委員会におけるインターネット配信時のチャプター設定	チャプター編集を行う。								—
第 9 条	市民意見の把握と反映		3	4	1	8	0	0		
	市への要望に係る請願結果等を次期定例会で報告	現状制度を活用していく。								—
第 10 条	議会報告会		2	4	2	4	3	1		
	「議会報告会等」と文言を変更	現状どおりとする。								—
	開催回数及び原則全議員参加の明記	「議会報告会を今後も議会基本条例制定時の趣旨に則り開催していく」共通認識を持ったが、条例改正には至らなかった。								—
第 11 条	緊張関係の保持		7	1	0	8	0	0		
第 12 条	政策等の形成過程の把握		5	3	0	8	0	0		
第 13 条	定例会の開催等		7	1	0	7	1	0		
	通年議会の実施	現状どおりとする。								—
	本会議（一般質問）でのオンラインの活用	検討の必要性があるとの共通認識を持った。								—
第 14 条	議員の質問と反問権		5	3	0	8	0	0		
	総括質問での会派に属さない議員の発言機会の付与	議会運営委員会で協議する。								議会運営委員会
	3月定例会での一般質問の実施	議会運営委員会で協議する。								議会運営委員会
	反問権の周知	改めての周知までは行わない。								—
	委員会での政策論争型の反問を認める	現状どおりとする。								—

第15条	傍聴者への配慮	5	3	0	6	2	0	
	質問通告項目一覧表の中・小項目の公開、傍聴者への配布資料に質問趣旨を表記	市民に分かりやすい質問項目にする方向性で、今後、議会運営委員会で協議する。						議会運営委員会
	議場傍聴席のバリアフリー化、親子傍聴席の設置	将来的な改修時の課題とする。						—
第16条	一般（総括）質問のインターネット配信時における手話通訳者の配置	字幕（音声認識システム）のほうが現実的であるため、今後、議会運営委員会の視察などを通じて、研究を進める。						—
	委員会の運営	4	3	1	7	1	0	
	オンラインでの常任委員会が可能となるよう委員会条例及び会議規則の改正	現状どおりとするが、議会運営委員会で視察を実施予定のため、改めて協議を行う。						議会運営委員会
	通年での予算決算特別委員会の設置	現状どおりとする。						—
第17条	3常任委員会の所管事務のバランス	現状どおりとする。						—
	委員会で政策研究テーマを設定し政策提言	現状どおりとする。						—
	議決事件の追加	5	3	0	6	2	0	
第18条	議決対象の追加（多額の委託案件など）	現状どおりとする。						—
	議会図書室の充実等	6	1	1	8	0	0	
第19条	新刊の情報を議会月報に掲載	現状どおりとする。						—
	議会事務局の体制整備	6	1	1	8	0	0	
第20条	会計年度任用職員不在日における会派控室のポット等の準備や片付け	代表者会議で協議する。						代表者会議
	議員研修の充実強化	7	1	0	7	1	0	
第21条	議員研修の実施回数の見直し	現状どおりとする。						—
	政務活動費の執行	6	0	2	6	0	2	
	議員ごとに政務活動費を公開	現状どおりとするが、令和8年度の政務活動費あり方検討会議で議論する。						政務活動費あり方検討会議
	「任期ごとに最低1回は見直す」旨の追記	議会基本条例への追記は見送るが、令和8年度開催予定の政務活動費あり方検討会議で「芦屋市議会政務活動費の交付に関する条例」に追記するかどうかを検討する。						政務活動費あり方検討会議

第 22 条	災害等への対応	5	3	0	8	0	0	
	参集必須以外の会議はオンラインも活用する	可能な限り取り入れる。						—
第 23 条	議員定数	5	2	1	8	0	0	
	適正な定数を定義付けするための協議を定期的あるいは任期ごとに行う	任期中に 1 回は協議を行うのが望ましいとの意見でまとまった。						—
第 24 条	議員報酬	5	2	1	8	0	0	
	議員報酬の適正化の検討を任期ごとに行う	任期中に 1 回は協議を行うのが望ましいとの意見でまとまった。						—
第 25 条	他の条例等との関係	8	0	0	8	0	0	
第 26 条	条例の理念の徹底	8	0	0	8	0	0	
	議会基本条例の研修を任期中にも実施	任期 2 年目以降にフォローアップ研修を行う。						—
第 27 条	検証及び見直し	7	1	0	8	0	0	
	議会基本条例の検証結果に対する市民意見の聴取、検証後に議会報告会のテーマとして対面またはオンラインでの報告の実施	検証結果掲載時は市民意見を求めるよう記載する。意見は代表者会議や議員間での共有を前提とし、再協議が必要な場合は代表者会議で協議する。						—

6 条例改正の必要性について

検証作業では、社会情勢の変化への対応や議会機能を充実強化する視点なども踏まえ、各条文の検証を行ってきました。

各条文の検証においては、条例改正には至らなかったものの、各委員からは実効性、透明性、説明責任、情報発信、市民参加のあり方など、様々な視点から活発な意見が出され、課題や運用上の改善点が明確になりました。

これらの検討結果を踏まえ、今後の議会運営や市民参加の充実に丁寧に反映し、より開かれ、信頼される議会の実現に努めてまいります。